

# アフラック少短の 休職保険

 **Aflac** アフラック生命グループ

正式名称：就労所得保障保険〔2型〕

契約年齢

満18歳～満65歳

- 健康状態などによりお引受けできない場合があります。
- この保険は、被用者保険の被保険者である場合に限りお申込みいただけます。
- 被用者保険とは、主に会社員などを対象とした、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、組合管掌健康保険（健康保険組合）、各種共済組合、船員保険などを指します。会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険（国民健康保険組合）加入者はお申込みいただけません。

- ・「パンフレット」に記載の保障内容・保険料などは2025年7月1日現在のものです。
- ・「パンフレット」に記載の公的保障制度の内容は2025年5月現在のものです。
- ・「パンフレット」に記載の「当社」とはアフラック少額短期保険株式会社のことをいいます。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”に関する注意点など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お申込みに関するお問い合わせは

< 募集代理店 > （アフラック少額短期保険株式会社は代理店制度を採用しています）

当代理店はお客様と引受少額短期保険業者の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

< 引受少額短期保険業者 >

 **Aflac**  
アフラック少額短期保険

〒182-8006 東京都調布市小島町2丁目33番地2 アフラックスクエア

URL <https://www.aflac-asi.co.jp/>

各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

**0120-558-075**

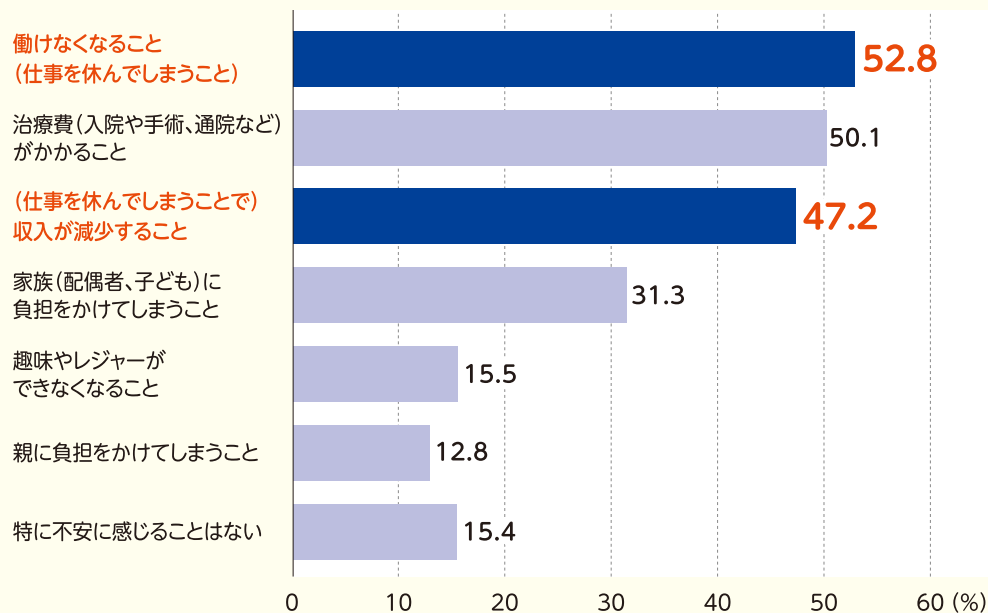
月曜日～金曜日 9:00～18:00 ※祝日・年末年始を除きます。

この「パンフレット」は記載の保険の概要を説明しています。  
ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「約款」を必ずご確認ください。

## 病気やケガで不安なこと

病気やケガによる不安は「治療費」だけではありません。

■ もし病気やケガをしたとき、「不安」に感じることは何ですか？(複数回答)



「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック生命保険株式会社実施)」

## 休職は身近なリスク

働く人の10人に1人は、1か月(31日)以上の休職<sup>(\*)</sup>を経験しています。



(\*) 有給休暇や欠勤などを含みます(産休・育休は含みません)。  
「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック生命保険株式会社実施)」

## 休職の原因

休職の原因は、思わぬ病気やケガなど、さまざまです。

■ 1か月以上の休職の主な原因(傷病)

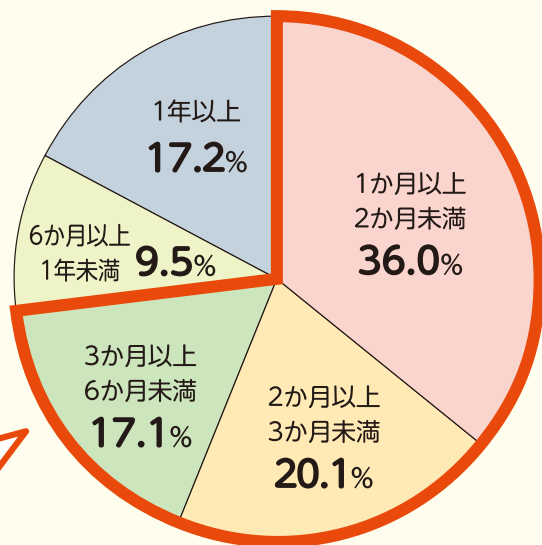
がん(悪性新生物)	ケガ(骨折など)
脳血管疾患(くも膜下出血、脳梗塞など)	精神疾患(うつ病、気分障害、パニック障害、神経症など)
心疾患(心筋梗塞、狭心症など)	脊椎/椎間板障害(ヘルニアなど)
消化器系疾患(肝硬変、慢性肝炎など)	感染症(ウイルス性肝炎など)

「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック生命保険株式会社実施)」

# 休職の期間

1か月以上休職した人のうち、約7割の人の休職期間は6か月未満です。

■ 1か月以上休職した人の休職日数の割合



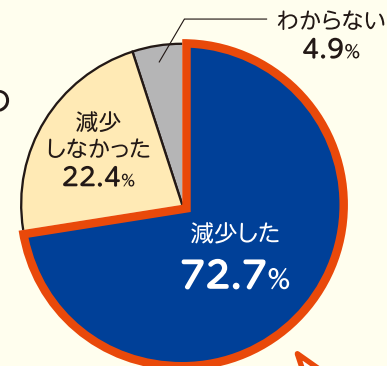
6か月未満は  
**73.2%**

※端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。  
「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック生命保険株式会社実施)」

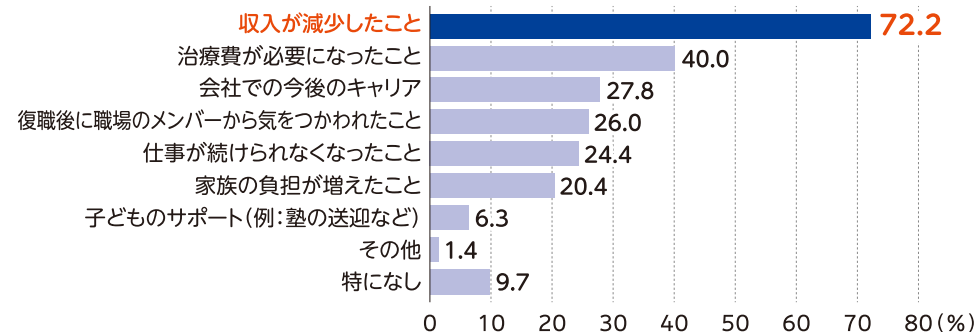
# 1か月以上の休職で困ったこと

1か月以上の休職で収入が減少した人は72.7%。そのうちの72.2%の人が収入が減少して困ったと回答しています。

■ 1か月以上休職した人の収入の変化



■ 1か月以上休職し、「収入が減少した」と回答した人が困ったこと(複数回答)

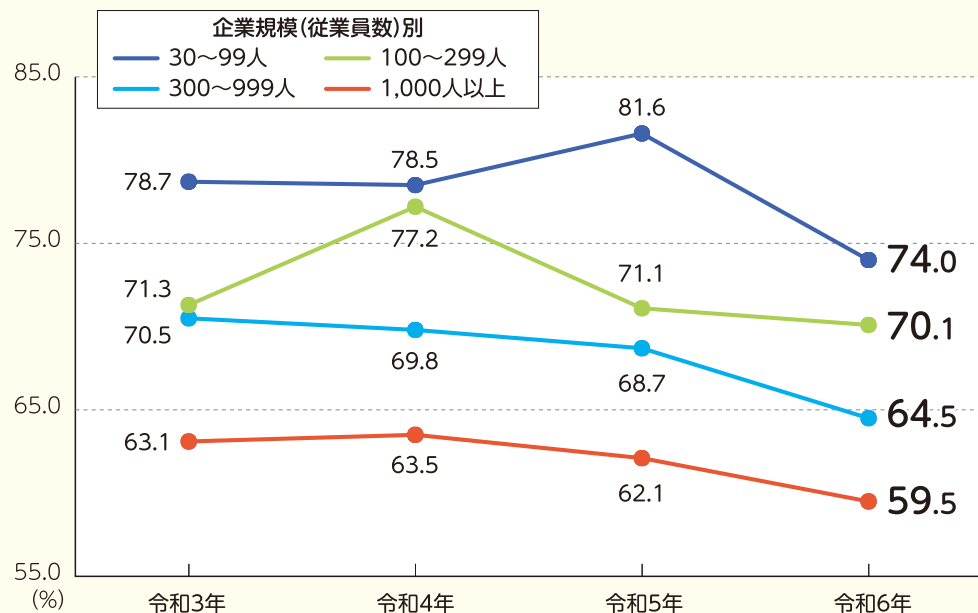


「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック生命保険株式会社実施)」

# 特別休暇制度(病気休暇)の有無

特別休暇制度のうち「病気休暇<sup>(※1)</sup>」が導入されていない企業は、従業員数30～99人の企業で約7割、1,000人以上の企業でも約6割となっています。さらに企業規模を問わず**7割以上の企業に「全額有給の病気休暇」がありません。**

■ 病気休暇(有給/無給は問わず)がない企業割合の推移



厚生労働省「令和3年～令和6年 就労条件総合調査」をもとに当社作成

■ 全額有給の病気休暇がない企業割合

(令和6年)

企業規模(従業員数)	全額有給の病気休暇がない企業割合 <sup>(※2)</sup>
30～99人	79.6%
100～299人	79.4%
300～999人	81.4%
1,000人以上	70.7%

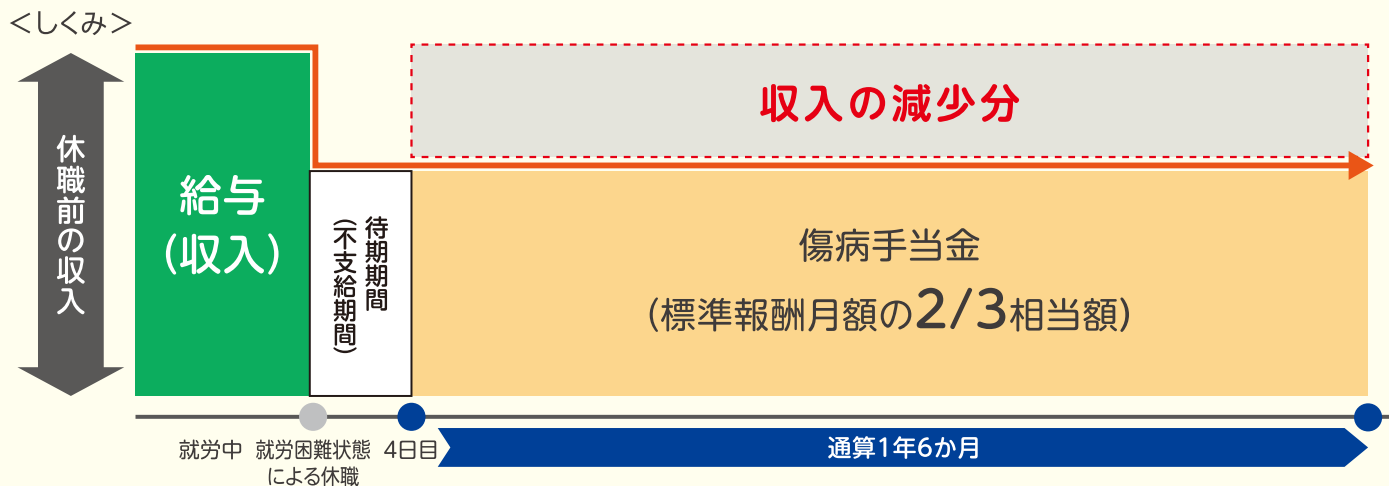
厚生労働省「令和3年～令和6年 就労条件総合調査」をもとに当社作成

(※1) 傷病休暇、療養休暇など名称は企業によって異なります。

(※2) 病気休暇のない企業、病気休暇あり(無給)および病気休暇あり(一部有給)の企業を合算した割合 ※「不明」を含む

# 休職したときの公的保障(傷病手当金)

休職した場合に支払われる「傷病手当金」は給与と同額ではありません。  
傷病手当金を受け取っても**収入の約1/3が減少**します。



## ■「傷病手当金」とは

被用者保険の被保険者が休職したときの公的保障で、加入している健康保険組合などから休職した日数に応じて支給されます。

<休職した日1日あたりの支給額>

(直近12か月の標準報酬月額を平均した額 $\div$ 30日) $\times$ 2/3に相当する金額

※被保険者期間が1年未満の場合は算出方法が異なります。

## <支給される条件>

- ① 業務外の事由による病気やケガの療養のための休職であること
- ② 仕事に就くことができないこと
- ③ 待期間(連続して仕事を休んだ3日間)を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- ④ 休職した期間について給与の支払いがないこと

## ■「標準報酬月額」とは

社会保険料などの計算に用いられる金額です。

毎年4~6月に支給した報酬の平均額(報酬月額)を、「標準報酬月額表」の区分(等級)に当てはめ、標準報酬月額を算定します。標準報酬月額の基準となる3か月の報酬には、基本給のほか、役付手当や通勤手当、家族手当、住宅手当、残業手当などが含まれます。  
**(臨時に支払う報酬や支払回数が年3回以下の賞与は含まれません)。**

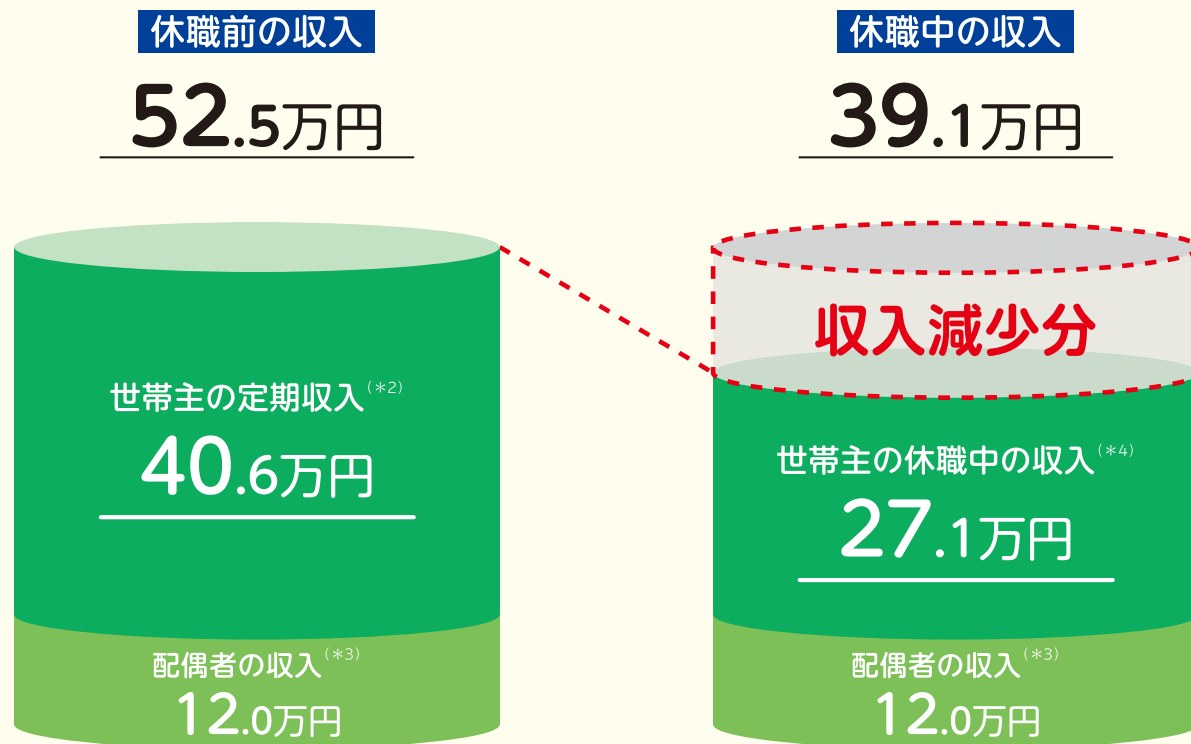
ご加入の被用者保険によっては、支給額・支給期間などが異なる場合があります。  
労災により休職する場合は、労災保険の休業補償が支給されます(傷病手当金の支払いはありません)。

記載の公的保障制度の内容は、2025年5月現在の概要です。詳細はご加入の健康保険の管轄機関の情報をご確認ください。

# 収入減少による家計への影響

病気やケガで休職し、**収入の1/3が減少**<sup>(※1)</sup>してしまった場合、支出を減らすために生活費を削ることができるでしょうか？

■ 1か月間の収入の平均額(二人以上の世帯のうち勤労者世帯の場合)



(※1) 健康保険組合などから傷病手当金を受給した場合の割合です。労災認定を受けている場合やご加入の被用者保険などによって支給額の割合は異なります。

(※2) 社会保険料・税金などが控除される前の額面金額です(臨時収入・賞与を除く)。

(※3) 社会保険料・税金などが控除される前の額面金額です(臨時収入・賞与を含む)。

(※4) 傷病手当金の推計額(「世帯主の定期収入」を標準報酬月額平均として2/3を乗じた額)です。労災認定を受けている場合やご加入の被用者保険などによって支給額が異なる場合があります。

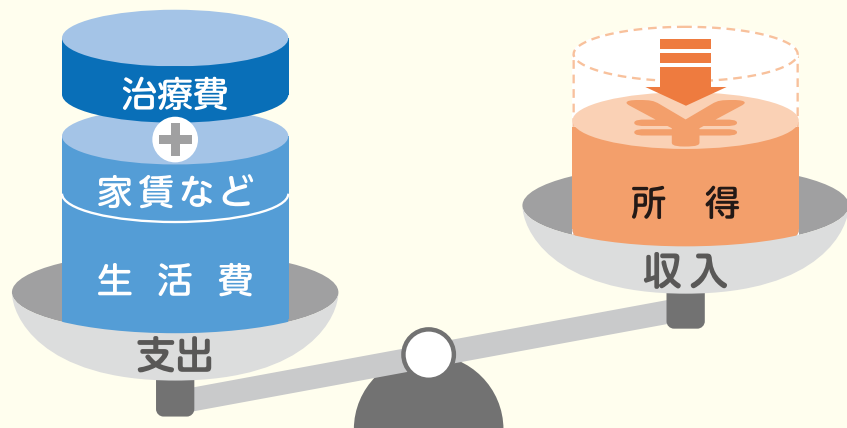
※端数処理の関係で合計額が一致しない場合があります。

総務省統計局「2024年 家計調査(家計収支編)調査結果」  
二人以上の世帯のうち勤労者世帯(うち世帯主が60歳未満)をもとに当社作成

# 支出と収入のバランスの変化

収入が減っても生活に必要な支出は続きます。  
働けない状態になったとき、家計から減らすことが難しい支出をカバーできる備えがあると安心です。

働けなくなることにより  
**収入が減少**し、収支のバランスが  
崩れるかもしれません。  
さらに、治療費も上乗せになります。



収入減少により、生活費を切り詰めたり、住宅費や車の維持費、  
お子さまの教育費など固定費を見直すことになるかもしれません。

住む場所は？ (ローン・賃料)	日々の生活は？ (生活費)	車やバイクは？ (ローン・維持費)	お子さまは？ (教育費)
 月々平均額 <b>約90,700円</b> <sup>(*)</sup> (住宅ローン返済額の場合)	 食費 月々平均額 <b>約87,900円</b> <sup>(*)</sup>  光熱・水道費 月々平均額 <b>約22,700円</b> <sup>(*)</sup>	  ・売却する	  ・習い事を減らす、やめる ・教育ローンや奨学金を利用する

(\*) 総務省統計局「2024年 家計調査(家計収支編)調査結果」(二人以上の世帯のうち勤労者世帯の場合)をもとに  
当社作成

休職の実態に合わせて、**収入減少分**と**休職期間**を考慮し、合理的に備えましょう。

# 病気やケガで働けない状態になったときの 収入減少に備えることができます。

## 特長 1

### お給料のように 毎月受け取れる給付金

病気やケガで休職(就労困難状態)が  
30日をこえて継続したときに  
給付金をお支払いします。

## 特長 2

### ニーズに合わせて 給付金月額を設定可能 (5万円~10万円を選択可能)

ただし、申込み時に指定できる給付金月額は、  
年収(税込)の3%以下です。

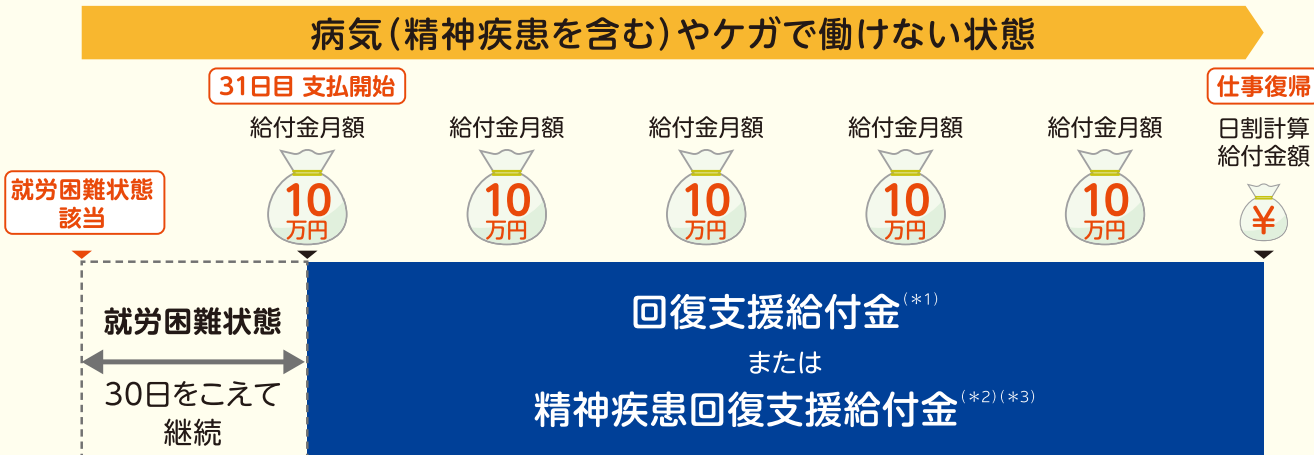
## 特長 3

### わかりやすい支払条件

勤務先による休職証明と  
医師の診断書を用いて、  
給付金をお支払いします。

#### <保障イメージ>

- 精神疾患保障 **あり** プラン
- 保険期間・保険料払込期間:1年
- 10万円コース(回復支援給付金月額10万円、精神疾患回復支援給付金月額10万円)



●就労困難状態の詳細は9ページをご確認ください。

最長70歳まで  
契約を継続することが  
できます。(\*4)

(\*1) 同一の就労困難状態における支払回数の限度:6回 通算支払限度:60回

(\*2) 同一の就労困難状態における支払回数の限度:6回 通算支払限度:12回

(\*3) 特約責任開始日以後に、所定の精神疾患を原因として就労困難状態に該当し、30日をこえてその状態が継続したときにお支払いします。

(\*4) 当社が承諾した場合、1年ごとに契約が継続されます。継続できない場合などの詳細については、「契約概要」「約款」をご確認ください。



「アフラック少短の休職保険」の保険期間(1年)のすべての給付金を通算した支払限度額は80万円です。また、給付金には通算支払限度があります。詳しくは「契約概要」「約款」をご確認ください。

# 保障内容

「精神疾患保障 **あり** プラン」 「精神疾患保障 **なし** プラン」の2種類から選べます。



精神疾患回復支援給付金の保障は、申込みおよび告知がともに完了した日から3か月を経過した日の翌日から開始されます。

就労困難状態の開始日時時点で勤務先に在籍していることがお支払いの条件となります。  
就労困難状態の詳細は9ページをご確認ください。

プラン	給付金	支払事由	給付金月額 10万円コースの場合	同一の就労困難状態 における 支払回数の限度	通算 支払限度	保険 期間
精神疾患 保障 <b>あり</b> プラン	回復支援 給付金 <sup>(※1)</sup>	①第1回の給付金 保険期間中に、責任開始期以後の病気またはケガを原因として、就労困難状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて30日をこえて継続したとき ----- ②第2回以後第6回までの給付金 保険期間中の第2回以後第6回までの支払基準日 <sup>(※2)</sup> に直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき	月ごとに <b>10万円</b>  1万円単位で5万円～10万円の範囲で設定できます。 <sup>(※4)</sup>	6回	60回	1年 <sup>(※5)</sup>
	精神疾患 回復支援 給付金	①第1回の給付金 この特約の保険期間中に、特約責任開始日以後 <sup>(※3)</sup> に生じた精神疾患を原因として、就労困難状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて30日をこえて継続したとき ----- ②第2回以後第6回までの給付金 この特約の保険期間中の第2回以後第6回までの支払基準日 <sup>(※2)</sup> に直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき				
精神疾患 保障 <b>なし</b> プラン	回復支援 給付金 <sup>(※1)</sup>	①第1回の給付金 保険期間中に、責任開始期以後の病気またはケガを原因として、就労困難状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて30日をこえて継続したとき ----- ②第2回以後第6回までの給付金 保険期間中の第2回以後第6回までの支払基準日 <sup>(※2)</sup> に直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき	月ごとに <b>10万円</b>  1万円単位で5万円～10万円の範囲で設定できます。	6回	60回	1年 <sup>(※5)</sup>

(※1) 被保険者の精神障害や妊娠・出産等を原因として就労困難状態になった場合は、給付金をお支払いしません。

(※2) 「支払基準日」とは 第1回:支払事由に該当した日 第2回以後:第1回の支払基準日の後の月単位の応当日(応当日のない月については、その月の末日を応当日とします)

(※3) 申込みおよび告知がともに完了した日から3か月を経過した日の翌日

(※4) 精神疾患回復支援給付金月額は、回復支援給付金月額と同額の設定となります。

(※5) 当社が承諾した場合、1年ごとに契約が継続され、最長70歳まで契約を継続することができます。継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。

⚠ 「アフラック少短の休職保険」の保険期間(1年)のすべての給付金を通算した支払限度額は80万円です。また、給付金には通算支払限度があります。詳しくは「契約概要」「約款」をご確認ください。

# 就労困難状態とは？

つぎの(1)(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

## (1) 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

## (2) 在宅療養 つぎの(a)および(b)のすべてに該当する状態

- (a) 医師による治療<sup>(※1)</sup>が継続しており、かつ日本国内にある自宅等(障害者支援施設等を含みます。)で、**医師の医学管理下において計画的な治療に専念している状態<sup>(※2)</sup>**
- (b) **当社所定の休職証明書<sup>(※3)</sup>の提出**により、病気またはケガを原因として**勤務先を休職している、またはこれと同等と当社が認める状態<sup>(※4)</sup>**

(※1) 在宅療養における「医師による治療」は、**手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医薬類似行為は含みません**。また、就労困難状態となった原因の病気またはケガの改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。

(※2) 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。なお、治療の対象が所定の精神疾患以外である場合、例えば定期的に薬剤の処方を受けているものの、食事や入浴などの日常生活動作に問題がない状態は治療に専念している状態には該当しません。

(※3) 当社所定の休職証明書は勤務先の代表者またはそれに準ずる方(人事・総務部門の担当者等)に証明いただきます。ただし、被保険者以外の方による証明であることが必要です。

(※4) 健康保険法等に定める傷病手当金が支給されていること、または労働基準法に定める休業補償を受けていることを確認できる場合を指します。この確認ができた場合に限り、退職後の期間(傷病手当金の支給が受けられない期間または労働基準法に定める休業補償を受けられない期間)については、医師により軽労働<sup>(※5)</sup>、座業<sup>(※6)</sup>および軽い家事<sup>(※7)</sup>ができないと診断された状態を含むものとします。

(※5) 軽労働とは梱包、検品等の作業のことをいいます。

(※6) 座業とは事務等のことをいいます。

(※7) 軽い家事とは、簡単な炊事や衣類程度の洗濯、血洗いやベッド(ふとん)の支度等のことをいいます。



# 月払保険料

- 保険期間・保険料払込期間：1年
- 5万円コース(回復支援給付金月額/精神疾患回復支援給付金月額5万円)
- 10万円コース(回復支援給付金月額/精神疾患回復支援給付金月額10万円)

契約日の満年齢	精神疾患保障 <b>あり</b> プラン				精神疾患保障 <b>なし</b> プラン			
	男性		女性		男性		女性	
	5万円コース	10万円コース	5万円コース	10万円コース	5万円コース	10万円コース	5万円コース	10万円コース
18～19歳	1,265円	2,530円	1,420円	2,840円	535円	1,070円	565円	1,130円
20～24歳	1,265円	2,530円	1,420円	2,840円	535円	1,070円	565円	1,130円
25～29歳	1,265円	2,530円	1,420円	2,840円	535円	1,070円	565円	1,130円
30～34歳	1,270円	2,540円	1,450円	2,900円	540円	1,080円	595円	1,190円
35～39歳	1,275円	2,550円	1,570円	3,140円	545円	1,090円	715円	1,430円
40～44歳	1,290円	2,580円	1,690円	3,380円	560円	1,120円	835円	1,670円
45～49歳	1,315円	2,630円	1,770円	3,540円	585円	1,170円	915円	1,830円
50～54歳	1,425円	2,850円	1,795円	3,590円	695円	1,390円	940円	1,880円
55～59歳	1,765円	3,530円	1,975円	3,950円	1,035円	2,070円	1,120円	2,240円
60～64歳	1,825円	3,650円	2,000円	4,000円	1,095円	2,190円	1,145円	2,290円
65歳	1,825円	3,650円	2,000円	4,000円	1,095円	2,190円	1,145円	2,290円

- ・「アフラック少短の休職保険」は、当社が承諾した場合、1年ごとに契約が継続されます。
- ・継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
- ・上記のほかに、6・7・8・9万円コースもございます。詳しくは、募集代理店にお問い合わせください。

# Q&A みんなの疑問にお答えします。

**Q1** 有給休暇を取得している間も、  
就労困難状態に該当しますか？

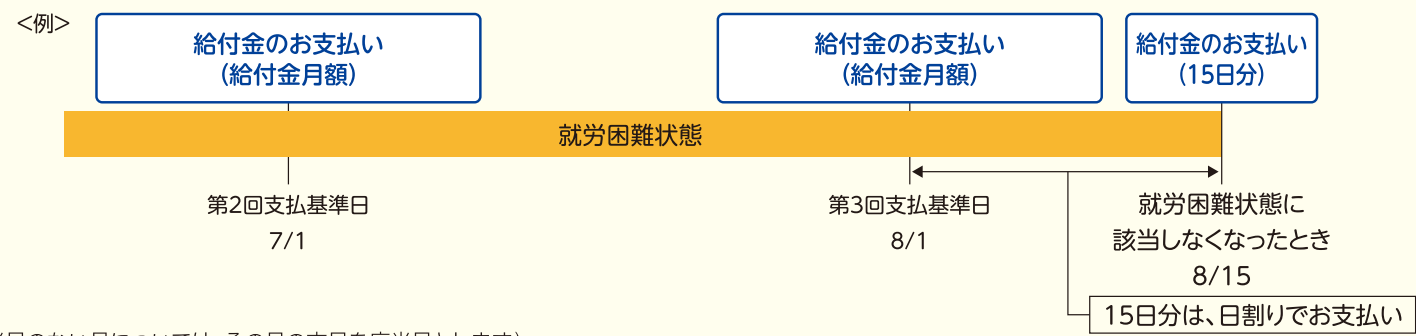
**A1** はい、就労困難状態に該当します。なお、有給休暇を取得している場合  
もお支払いの対象となります。ただし、時間有給休暇を取得し、就労  
している場合には、給付金は支払われません。

**Q2** 土日や祝日など会社が休みの日も  
休職している日に含まれますか？

**A2** はい、就労困難状態に該当する日数の計算には、非勤務日も含みま  
す。

**Q3** 前回の支払基準日から次回の支払基準日が到来する前に復職した場合、  
給付金はいくらもらえますか？

**A3** 直前の支払基準日<sup>(※1)</sup>から就労  
困難状態に該当しなくなった日  
までの期間は、給付金月額を基  
準に日割り計算<sup>(※2)</sup>した金額をお  
支払いします。



(※1) 「支払基準日」とは  
第1回 支払事由に該当した日  
第2回以後: 第1回の支払基準日の後の月単位の応当日(応当日のない月については、その月の末日を応当日とします)

(※2) 給付金月額÷30日×日割り計算の対象となる日数 ※1か月を30日として計算します。

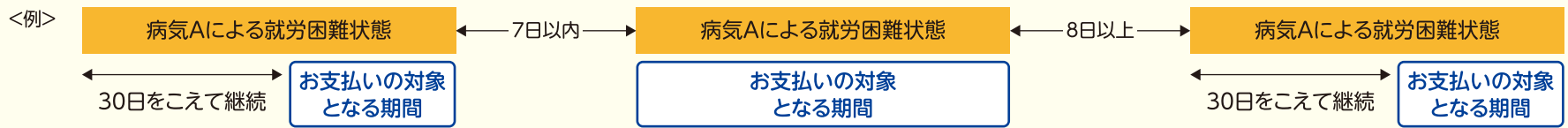
# Q&A みんなの疑問にお答えします。

## Q4 就労困難状態に複数回該当した場合、給付金はどのように支払われますか？

**A4** 就労困難状態に該当していない期間や就労困難状態の原因によって取扱いが異なります。

■就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して7日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、その直接の原因となった病気・ケガが同一かまたは医学上重要な関係がある場合には、継続している就労困難状態とみなして、給付金をお支払いします(再び就労困難状態が30日をこえて継続する必要はありません)。  
この場合、就労困難状態に該当しなかった期間については、給付金はお支払いしません。また、再び就労困難状態に該当した日から最初に到来する支払基準日までの期間については、日割り計算(\*)した金額をお支払いします。

■就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して8日以上経過後に再び就労困難状態に該当した場合、または、その直接の原因となった病気・ケガが異なるかもしくは医学上重要な関係がない場合には、再び就労困難状態が30日をこえて継続したときに給付金をお支払いします。



(\*) 給付金月額 ÷ 30日 × 日割り計算の対象となる日数 ※1か月を30日として計算します。

# Q&A みんなの疑問にお答えします。

Q5

保険期間(1年)の通算支払限度額は80万円ですが、継続前の保険期間中に受け取った給付金額にかかわらず、継続後の保険期間は80万円まで保障されるのですか？

A5

はい、保障されます。保険契約が継続された場合には、保険期間(1年)の通算支払限度額が復元されるため、保障されます。ただし、同一の就労困難状態における支払回数の限度や通算支払限度額に達した場合には、お支払い対象外となることがあります。

Q7

就労困難状態のままで退職をし、休職証明書が提出できません。あわせて、傷病手当金または労災による休業補償も受給していない場合はどうなりますか？

A7

在職中に、傷病手当金の支給申請を行っていない場合でも、在職中の休職期間に対応する傷病手当金について事後申請が可能であることから、第1回の給付金請求では、傷病手当金の支給決定通知書の写しを提出いただきます。

第2回以降の給付金請求では、傷病手当金または休業補償給付(労災)が支払われていない理由を確認の上、傷病名や治療内容、医療機関に確認した情報などから身体状態が変わっていないかどうかを個別具体的に判断します。

Q6

給付金を請求する場合には、傷病手当金の受給が必要ですか？

A6

原則として、傷病手当金の受給は必要ありません。ただし、被保険者の退職等により休職証明書が提出できない場合等には、次のいずれかの事実を確認させていただきます。

- ①傷病手当金を受給されていること
- ②労災保険の休業補償を受給されていること

Q8

休職期間中は保障対象となる就労困難状態に該当している期間になりますか？また、給付金請求の手続きにおいて、休職証明書と医師の診断書、両方の提出が必要ですか？

A8

休職している期間のすべてが就労困難状態に該当する期間になるわけではありません。

休職している期間のうち、医師による治療が継続しており、医師の医学管理下において計画的な治療に専念している期間が対象になります。そのため、休職証明書のほかに医師の診断書も提出いただく必要があります。

### Q9

在宅療養における就労困難状態の定義(9ページ)について想定される支払対象の状態、支払対象外の状態とはどのような状態ですか？

### A9

具体的事例は以下の通りです。

#### ●お支払いする場合の事例

「脳梗塞」により医師の治療(\*)を継続しながら、勤務先を休職している場合

(\*)手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、**検査、経過観察、指導および医薬類似行為は含みません**。また、就労困難状態となった原因の病気またはケガの改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。

#### ●お支払いできない場合の事例

「睡眠時無呼吸症候群」により医師の治療を受けているものの、治療を継続しながら就労が可能であるにもかかわらず自己判断で勤務先を休職している場合

※勤務先を休職している状態であっても、医師による治療を継続していない場合など、約款に定める就労困難状態に該当していないときは、給付金をお支払いできません。

### Q10

退職等で国民健康保険の被保険者になりました。契約はどうなりますか？

### A10

ご契約後に、退職等で被保険者の加入する健康保険の種類が変更となった場合は、当社までお申し出ください。お申し出により、以下いずれかに該当した場合は、契約は消滅します。

- ・退職等により、被保険者が加入する健康保険種類が変更となり、変更後の健康保険の種類ではお引き受けできないとき(例：国民健康保険の被保険者になった場合など)
- ・退職前に加入していた健康保険を任意継続する場合
- ・他者の扶養に入ることに変更前と同種の健康保険の被保険者となる場合
- ・被保険者が勤務先の退職後に健康保険の加入の届出を法定の期限内(14日間)に行わなかった場合

なお、就労困難状態に該当し、その就労困難状態の継続中に、上記の消滅事由が発生した場合は、つぎのいずれかに該当したときに保険契約は消滅します。

- (1) 就労困難状態に該当しなくなったとき
- (2) 同一の就労困難状態に対する給付金の支払回数の限度に達したとき

# ご契約後のサービス 病気やケガの不安や悩みなどをサポートします。



## 24時間健康電話相談サービス

相談料

通話料

無料



ご利用できる方

- ・ご契約者様
- ・ご契約者様のご家族の方

提供：(株)ウェルネス医療情報センター

**健康や医療に関するご相談に、看護師などの医療専門スタッフ (医師を除く) が  
24時間365日、お電話にてお応えします。ご契約者のご家族の方もご利用いただけます。**

### 24時間健康 電話相談サービスに 関する注意事項

- このサービスは、(株)ウェルネス医療情報センターがアフラック少額短期保険にご契約のお客さまに向けて提供するサービスであり、アフラック少額短期保険株式会社の保険契約に基づく保障として提供されるサービスではありません。
- 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- ご加入いただいているアフラック少額短期保険株式会社の保険のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、または失効している場合はご利用いただけません。
- このサービスのご案内は2025年7月1日時点のものです。将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- 詳しくはお申込み完了後にご案内するマイページをご確認ください。